

大蔵委員會議録 第七号

昭和三十六年十月十九日(木曜日)

午後五時九分開議

出席委員

委員長 小川 平二君

理事 嶋田 宗一君 理事 黒金 泰美君

理事 細田 義安君 理事 毛利 松平君

理事 山中 貞則君 理事 辻原 弘市君

理事 平岡忠次郎君 理事 横山 利秋君

伊藤 五郎君 大久保武雄君

岡田 修一君 金子 一平君

久保田 磨磨君 田澤 吉郎君

藤井 勝志君 坊 秀男君

有馬 輝武君 石村 英雄君

広瀬 秀吉君 藤原豊次郎君

堀 昌雄君 武藤 山治君

安井 吉典君

出席國務大臣

大蔵大臣 水田三喜男君

農林大臣 河野 一郎君

出席政府委員

大蔵政務次官 天野 公義君

大蔵事務官 村山 達雄君

(主税局長) 大蔵事務官 宮川新一郎君

(理財局長) 大蔵事務官 大月 高君

(銀行局長) 大蔵事務官 福田 久男君

(為替事務官) 大蔵事務官 坂村 吉正君

(農林事務官) 大蔵事務官 吉正君

(農林経済局長) 大蔵事務官 澄田 智君

委員外の出席者

大蔵事務官 澄田 智君

財務調査官 荒巻伊勢雄君

郵政事務官 荒巻伊勢雄君

(貯金局長)

専門員 坂井 光三君

十月十八日

昭和三十六年度米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案(石田寅全君外十四名提出、衆法第一二二号)は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

農業近代化助成資金の設置に関する法律案(内閣提出第一〇号)

税制に関する件

金融に関する件

外国為替に関する件

○小川委員長 これより會議を開きます。

農業近代化助成資金の設置に関する法律案を議題といたします。

質疑の通告があります。これを許します。平岡忠次郎君。

○平岡委員 当委員会に議題になっております農業近代化助成資金設置法案に關連いたしまして、農林大臣にお尋ねをいたしたいと存じます。

昨十八日、農林大臣は、農林水産委員会におきまして、農業近代化資金助成可決の際、「農業近代化資金の資金枠を大中に拡大しこれに伴う政府の利子補給を引上げ、末端金利が五分以内になるようにすること」という附帯決議に對しまして、その趣旨を尊重し、できるだけの措置をとる旨を答えておりますが、具体的に三十七年度に

おきましては、資金ワクをいかに拡大するかという点及び利子補給の国庫負担分はどのようになるのか、この機会に当委員会におきまして明らかにせられたいと存じます。

○河野國務大臣 お答えいたします。

御承知の通りわが日本農業の現状に於ては、より低利な資金が必要であるという事は、長年にわたりましてわれわれ議會人の強く要請するところでございます。その趣旨によりまして、農林委員会において各党の委員諸君が御協議の上全会一致で附帯決議をせられました。当然私といたしましてもこの趣旨を尊重いたしまして、全力をあげて趣旨の実現に努力するつもりでございます。

この趣旨を尊重いたしまして、昭和三十一年度においてどういふ考え方を持っておるか、現に三百億程度の資金を明年度は五百億程度にいたしたいという事を考えております。なお金利の点につきましては、七分五厘を引き下げるといふことは非常に困難でございますが、これも諸般の情勢を勘案いたしまして、将来できるだけ努力いたしましてと申しますことは、現に明年度におきまして、農村構造改善資金といたしまして、実は五分の資金を予定いたしております。この五分の資金は一面におきまして七分五厘の資金に無利息のものを加えて、そして結論において五分になるような資金を設定いたして、これを個人の施設に貸与しようという事をいたしておるわけで

ございます。他の点におきましても將來できるだけ努力をして、農村の資金の低利になることを期待いたしたいと考えておる次第でございます。

○平岡委員 農林大臣のその決議案に對しての御回答の御趣旨は、今農林大臣からお話のあったように、おそらく農業構造改善とかあるいは農業改良資金とかからみ合わせて全体的にという、そうしたニュアンスでお答えになったと思うのです。しかし当委員会におきましては、具体的に農業近代化助成資金の設置法ということになっておりまして、その土俵に限定して、さらにもうちょっとこまかく伺いたしたいのですが、実は今日いただいた時点におきまして、農林省の方から大蔵省に對しまして予算要求として出ておるものは、従来の通り利子補給の幅は二%と

いうことで、これも国と県とが一%ずつを折半する、融資のワクは三十六年度は三百億円であったが、これを五百億にするとということ、予算要求としては出ておるわけです。きのうきょうの話ですから、五百億のワクのこと、つまり具体的には七・五%から少なくとも五%ということになります。二・五%の利幅を下げるための予算要求が追加してこれから出されるのであるかどうか、この一点をお伺いしたいと思つております。

○河野國務大臣 これは今後の政治情勢によることでございますが、明年度予算編成につきましては、まだわれわれ政府、党、基本方針もきめていないのでございます。われわれは一応の予算を大蔵省に要求いたしておりますが、こういう基本の問題につきましてはわれわれは今後政府の方針を定めて、また農業基本法の線に沿ひまして、わが党といたしましてこれをどう扱うかということについても、今後政治的に勘案して参る問題でございます。ので、われわれ一応事務的に大蔵省に要求いたしてある中に入つておりません。しかし御案内のように、各党一致で農林委員会において御決議になりましたことでございますから、その御決議等も尊重いたしまして、私たちとしては鋭意努力するということをお答え申し上げると同時に、今後その努力を重ねていきたい、こう考えておる次第でございます。

○平岡委員 明快なお答えで非常にけっこうだと思つております。そういう明快なお答えをいただいたあとで蛇足のようでありまして、実は資金ワクの五百億自身につきましても、私の承知した限りにおきましては、実は三十六年度において系統金融機関の融資は三百億円と定められた。その際に、来年度つまり三十七年度は四百億円、三十八年度は五百億円、そういう経過できておるようであります。そこで、大蔵省のしるべき考え方は、四百億円を検討するということ、五百億円はまだ現実の検討のところまでいっていないというふううに聞きましたが、五百億だけは大丈夫ですか。その点についてお伺いした

い。

○河野国務大臣 これは大蔵省がそういうことをおっしゃってあったか、また農林省がその当時そういうことを申したか、――御案内の通り農業基本法の制定前と制定後の、政府としても心がまえが違わなければならない。従いまして、私としては農業基本法に基づいて各種の調査統計等を整備いたしました、これに基づいて明年度以降の施策を参る。御案内の通り農業基本法は制定いたしました、何分前国会で制定したことでございますから、予算処置等は明年度以降においてやっております。法案等につきましても予算処置が伴わないものが大部分でございます。そういうことでございいますから、いよいよ真剣に農業基本法に取り組んで参るのは明年度以降でございます。そういう意味において、あらためて政府全体としての認識も新たにいたしました――またさればと申して、ただいたずらに私は金の多いことをもってよしといたしません。と申しますことは、農村にどの程度の近代化の意欲があるかどうか、ほんとうにそれがつばにはまると金がいかに多いかという点も、今後一年の経過等にかんがみまして、そうして必要なものは当然五百億であるが八百億であろうが、必要なものであるならば、大蔵省に対しても御理解願う、御協力願う。そうでなくして、ただいたずらに今年には三百億、来年は四百億というふうな考え方は私にはとれません。そういう意味でやってみよう、こういうつもりであります。

○平岡委員 結論的にはワクのことは事態に即応するという含みがあるが、

目標は五百億、これでよろしいですね。

○河野国務大臣 そうです。

○平岡委員 それから利子の補給幅は従来県と国で一分ずつということであるが、県におきましてはその負担にたえかねるところもあると思うので、昨日の決議がそのままあらたにお願いするということになりまして、最悪の場合にはさらに二・五%の国庫支出ということになると思ふのです。その場合、私実は逆算して計画してみましたが、結局設置すべき資金のワクは五百億の系統資金の金額を前提した上におきまして三・五%ということになりますと、十七億五千万円が要るわけでありまして、これは六%の運用利子によつて出るものですか、六%でキャピタライズしますとおおむね二百九十億円になります。従いまして、農林省が現時点で予算要求いたしておるところに従いますならば、五百億で二%、しかもその二%は一%だけを国が持つということですから、この計算からは八十三億三千万円ほどでございます。従いまして二百億円以上差がございいますので、これは実力者の農林大臣ですから、その点は大いに期待していいと思うのですが、わが国農村の近代化のために一つ存分におやりにいたしたい、ぜひともこの決議の趣旨が生ずるようをお願いしたいと思います。

私といたしましては十二分に勘案いたしました、この不合理をなくすることが先決問題ではないか。諸般の農村金融につきましては、理解できない点、非常に多うございいます。構造改善のような長期にわたつて基本的にやつて参るものにつきましては、ぜひ五分、近代化資金についても望ましい姿でございますけれども、一般の農村金融、その他の産業の資金等から勘案いたしまして、農村だけが直ちに五分で全部いかなければならぬものだということの困難性は、私は十分理解いたしております。しかし、何分にも両党の一致した御要求でございますから、これについてはできるだけ努力をいたしますという旨を申し上げております。経過において、私は詳細この問題に対する私の考えは申し上げてあります。従つて、農林委員会に關する限り努力はいたしますが、その結論においてどういふ数字になるかという点については、今お話しのように近代化資金五分で五百億いくべきだ、その明年度の予算にあるべきものだというふうに御期待をいただきますことは、私は他の農林資金等から勘案いたしまして、これだけは五分でいく。ほかにもたくさんございいますので、それはそれでいいというわけには参りません。一般の農村金融全体を勘案いたしまして結論を出したい、こう等々しておりますから、そこで私は、明年度からこの決議の趣旨に沿つて実行いたしとすというお答えはいたしたくつかつた。御趣旨を尊重いたしまして、できるだけ努力いたします。言葉で申した通りに私はやるつもりでございますから、その点は御理

解いた方がいいと思ひます。

○平岡委員 約束は十分ですから、農林大臣の善意と実力に期待いたします。私は質問をこれでやめたいと存じます。ありがとうございます。

○小川委員長 次に税制、金融及び外国為替に關する件について調査を進めます。

質疑の通告があります。これを許します。平岡忠次郎君。

○平岡委員 実は大蔵大臣が御出席する直前に、農林大臣に疑点をただした案件がございいます。それは昨十八日農林大臣が、農林水産委員会におきまして農業近代化資金助成法を可決した際に、「農業近代化資金の資金枠を大中に拡大しこれに伴う政府の利子補給を引上げ、末端金利が五分以内にできるようにすること」という附帯決議に對しまして、その趣旨を尊重し、できるだけ処置をとる旨を答えておるわけでありました。私の方はこの農林水産委員会にかけられた実体法とらへは農林大臣の御趣旨のほどを確認したいという意味で御回答をわすらわしたわけでありました。その回答をきよう確認したところによりまして、農業近代化のために系統資金の融資というものが現在九・五%で非常に高い、そこで今回は七・五%にしたのであるけれども、さらにこれを五%にするという要望に對しては、農林大臣としては大い

ういうことであります。しかし、実際に今日の時点におきまして、農林省

から大蔵省の方に正式に予算要求として要求しているところを見ますと、この助成資金の問題につきましては、資金ワクとしては本年は三百億円であつたものを三十七年度におきましては五百億円をというところ、もう一つは補給利幅の問題はやはり今年同様二%とし、国と県とが折半する、つまり国の負担は一%ということには三十六年度と一つも変わりはないわけですから、きこのうきよの話であるから、あすからでもあらためて予算要求をし直すお考えがあるかどうかということをお聞きしました。それには具体的にはお答えになりませんが、とにかく院の決議で定めたことであるから、これは大いに推進していきたい、かような趣旨の答弁でありました。そこで、大蔵大臣といたしまして、やはり来年度の予算につきまして、こうした院の決議を受けての農林大臣の御回答に即応するような措置を弾力的におとりになる考

えがあるかどうか、このことをお伺いしたいと思ひます。

○水田国務大臣 まだ別に政府部内でこの問題は話し合つたことはございせん。私も農林省系統資金がいろいろな事情によつて高過ぎる。実際にこれが農村にうまく還元利用されるようになっていない。何かそこに道をつけて系統資金を動員したいという考えから国と地方で利子補給をやる。そうしてこの系統資金の動員を今年度の予算で考えたわけですが、こういうやり方によつて逐次系統資金を動員する幅を広げていきたいと考えています。しかし金利の問題になりますと、今農林中央金庫そのほかの金利を見ましても、一応七分五厘程度に大体引き下げ

る、そこで一応均衡をとらうという考えも当初ございました。そういったことでございまして、これ一つだけ特別に低金利にできるかどうかということは、まだ技術的にも今後検討しなければならぬと思ひますし、それから同じような要求が各所から今ございまして、一般会計の金の使い方として国民の税金を金貸しに使うという方向は邪道でございまして、われわれは避けようとしております。どうした場合にこれをを使うかといひましたら、一般会計が少しでもおつき合ひすることによって市中の金融量をふやしたり、あるいはこれが動機になつていろいろ都合のいい結果を起すという場合、また金利が少し高過ぎるので、若干の一般会計の金を入れることによって、ある程度金利を下げることに役立つというような場合に活用すべきものであつて、一般会計の金を金融の量的な拡大に利用しようというような考えは、予算編成の問題としては避くべきだと思つております。この予算化の限度がどれくらいがいいかといふことは、来年度の予算編成に取りかかつてみて均衡をとらなければならぬ問題だと思ひますので、こういう点は政府としてまだこれからやることですから、趣旨は了承しますが、そういうふうに政府がやるかやれないかは今後の問題であらうと思ひます。

○平岡委員 農林大臣は、当然大蔵省との折衝等も予想しまして確認はいたされなかつたのです。しかし本旨とするところは、まあ農業近代化を促進しまして、二重構造でシエールの一番ひどい日本の農業を近代化し、所得の方でも格差をなくしていくという根本趣

旨からはそれは思ひ切つてやつていくという方向にいきたいという御趣旨に承つたわけであります。そこで、ここで七・五%が五%だから、比較論からいへば大幅な一つの利率の引き下げであるようにお考えかもしれませぬけれども、日本の農業と他産業との格差、二重構造ということに思ひをいたすならば、私どもはもつと大きな観点からいひますならば、世界的な事例に徴しても農業資金の金利は三・五%くらいに引き下げてほしいという判断に立っているのです。そういう意味から言ひなれば、五%も少ないという考え方をいたしておるわけでありまして、この点は単に社会党のわれわれがそれを考えておるのじやなしに、かなり客観的にいられなければならぬ所論であると私どもは信じておるわけですから、そういう意味におきましては七・五%から五%という比較論だけでなしに、逆に三・五%くらいを目標になお近づいために早急に利率の補給率を引き上げ、こういうお考えに立つてぜひとも農林大臣ともどもこの問題に對しましては最大の御配慮をいただきたい。かように念願いたしておりますが、いかがでございましょう。もうちよつと色をつけての御回答をお願いしたいと思ひます。

○水田国務大臣 私はこの前からも農林省に研究課題として問題の研究を願つてあるわけでございしますが、かりに農業関係の預金を四分で預かる、五分で預かつた場合でも、昔のような農工銀行というふうなものでもあつて、そこで預かつてこれを農業のために貸すのだというのでしたら五分で貸すことも適當かもしれないし、必要によつ

たら国が少し助けて四分で貸せということもできるかもしれませんが、まず農業資金といふものを農業に還元するために、いかに安いコストにするかといふことを農業自体も考えるべきだ。今のようないくつかの農業者の農業系金の集め方がはたしていいのかどうか、もつと農業資金のコストを下げ方法といふものはあると思うのです。こういう努力とあわせて国もお手伝いをしようという立場なんだから、国だけに金を出さしておいて、そういう農業資金のコストを引き下げるといふ考慮を一つもしないやうなやり方は間違ひじゃないかと私は言つておるのでもございまして、まず農業資金のコストを下げる方策をここで考えてもらいたいと思ひます。そして国の手伝うべきものは手伝う。農業資金を非常に安く農業は借りていながら、あんなに高いコストになるといふことは農林省でも相當考へるべき問題だ、この指導を十分やつてくれといふことを私の方から申し出てございしますので、それらの研究にとらみ合せて、私の方はいろいろ来年度の措置を考えたいと思つております。

○平岡委員 簡単に結論的に伺ひします。それは系統金融が九・五%、これは高過ぎるわけです。そこで、七・五%の利率に下げるといふことで近代化資金の方が出ているわけでありまして、そこで、現在の農業の近代化のために要すべき資金の利率が七・五%で妥當であると大臣はお考えかどうか。

○水田国務大臣 私は農業金利としては高いと思つております。これをもつと下げたいと思つております。下げるための工夫として、国も利子補給といふところに踏み切つたのだから、農業系統資金のコストを下げることも一つやつてくれ、両々相待つてもう少し金利は下げるべきだと思つております。

○平岡委員 両々相待つてそうした低金利に持つていくという御回答がありましたので、半分だけの御回答があつたことといたしまして、一応この問題は打ち切ります。

そこで引き続き税金関係のことにつきまして骨格的な御質問を申し上げるわけでありまして、

十月一日の予算委員会におきまして、来年度予算編成にあつたて、池田首相は、社会保障、減税、公共事業、文教政策に主力を注ぐことを明確にいたしました。水田蔵相はそれに相次ぎまして、減税政策は来年度もさらに続けていくとお答えになつております。減税は少なくとも来年度予算編成におきまして、重点施策の一つであることは間違ひないことが明らかにされております。私が伺ひたいのは、来年度予算編成にあつたて、減税の規模はどのくらいになるのか、およそのめどだけでもお示しを願ひたい。世間にはいろいろ流布されておりますが、もうこの段階では政府の来年度予算編成にあたりましての減税の規模は、やや固まつておるのではないかと、かように考えますので、まずそれをお伺ひします。

それから、その次に減税の対象の重点は何であるか、つまり直接税か間接税か、どちらを重しとするか、その点もお伺ひしたい。そうなりまして、き、今度は直接税減税の規模、間接税減税の規模をあわせお示し願ひたいと思ひます。

○水田国務大臣 減税の規模は今のところ全くきまつておりません。まず減税よりも、来年度の歳入の見通し、予算規模といふものも実はこの臨時国会が済んだらすぐに取りかかるという日程になつておりました、そこまですでに入れないでいる状態でございますので、まだ歳入規模もきまらない間に減税規模をきめるというわけには参りませんので、こういう点についてはまだ一つも固まつておりません。ただし税制調査会には、まだ日本の税金は輕いというわけではございせんので、引き続きわれわれは減税をやりますが、具体的にどういふ減税が適當であるかといふ今諮問をいたしまして、税制調査会には研究を願つておる段階でございまして、ただ昨年度の減税について申し上げます。ただ昨年度の減税を中心にする、と、中小所得者の減税を中心にする、今年度は間接税にも手を触れるという減税方針の日程になつておつたわけでございます。従つて去年から引き続いてこの作業はやつておりますので、減税の中に今年度は間接税も私は取り扱ひたい。と同時に間接税だけではなくて、やはり国の来年度の歳入の工合を見て、所得税といふようなものについても減税の余地があるなら、私はこれは減税をやりたいといふ方針ではおりますが、まだ規模とか具体的な問題は一つも今役所としては固まつていないのが現状でございます。

○平岡委員 固まつてないことを聞いても答えは得られないといふことになりましよう。これは政府の怠慢だらうと思ふ。そこで、この怠慢を大いに糾弾しなければならぬのでありますが、

しかし、答えが得られないということになれば、長々とあなたと質疑を繰り返す必要はありません。そこで私は、きょうのところはこれでやめます。あと各論的な問題で重大な課題が幾つかありまして、同僚の安井君からまだ質問いたしますから、お答えを願いたい、かように考えます。

○小川委員長 安井吉典君。

○安井(吉)委員　大蔵大臣はまだ三食あがっていない。そこでこれは人道上の問題だということです。ところがこの大蔵委員会という名前の委員会に大蔵大臣という名前の大臣が出てきてくれたのがこれで二回目です。これからあとまた出てきていただける機会がすいぶんないそうでございます。ですからすいぶん無理した計画で、こんな時間になっちゃったわけです。お約束はたしか二時間ということなのですが、私も念のため三時間分くらい実是用意したわけですが、しかし一つこの際、私のヒューマニズムをかき立てて一時間以内くらいで終わるようなつもりで要点をかいつმანでお尋ねをしていきたいと思ひます。

きよう私、これから先いろいろ問題になります。財政経済政策の中では、例の景気調整政策、それからもう一つは新年度予算編成がどうなるか、こういったようなところに国民の関心が向いていると思うわけでありますので、それらを一つお尋ねをしていきたいと思ひます。その前に、一つ税制の問題でしかかも昭和三十六年度に解決すべき問題の中で、大蔵省がお忘れになっているのではないかと思う問題が一つあります。それは例のお米の予約減税のことであります。これを一つ初めに

尋ねをしたいと思うわけであります。この問題につきまして、税制調査会はさき否定的な態度を示しておりま
す。自民党の方では、米価決定の際に
というふうな表現でその問題の解決を
逃げておられる。ところが、その後米
審は何とかかんとか終ってしまいまし
て、そのときにも何も結論が出ずに、
しかも現在お米の予約が進んでどんど
んお米が出ている状態です。それにも
かかわらず、いまだに昭和三十六年度
どうするかという政府の態度が出され
ていないということは、非常に遺憾な
ことだと思ふわけです。社会党は、そ
ういうふうな農民の要望や、さらにま
た今までの米価の問題について、筋の
立った方向だという考え方から、実は
これについての法案を議員提案として
提出いたしこの委員会に付託になつて
いるわけでありますが、一体政府は、
どういうふうなお考え方でこの問題を
処理されようとしているか、一つそれ
を伺いたい。

○水田国務大臣　これは毎年問題になつてゐることでございます。皆さん

方ではよく税制の不公平、不均衡という立場から、特別措置を廃止しろということがしょっちゅう言われますが、税制調査会あたりの検討でも、そういう意味で、政策的に最も意味をなくしている税制はこの予約米の減税の制度であると判を押されているぐらいの制度でございます。これをどうするか、私どもは慎重に扱うつもりではおりますが、この制度をしいた昭和三十年度は、御承知の通り予約米をある程度政府が多くしてもらわなければならなかった事情のあったときで、政策的にできた税制でございますが、その後事情

は御承知の通り変わっております。當時この恩典を受ける者が全農家の二一％以上ありましたし、米の供出者においても二〇何％恩典を受ける農家があったわけでございますが、その後農家の減税政策をいろいろやりましたために、現在では予約米の供出をやつてそのために恩典を受ける農家というものは全農家のわずか二％しかない。むしろ大農だけに恩典を与えておるといふものをいつまでこれを続けるかという問題は、一面米価のきめ方とも関係すると思いますが、政策的な制度である以上、やはり政策効果を見て、もう効果が終わつておるのか終わらないのかということを基準に、この特別措置というものは扱うよりほかに仕方がないかと考えています。私どもは、今年度の特別措置の問題でも、そういう観点から百六十億円もやめる方向のいろいろな措置をしました。これはただいまのところまだ残っておりますが、これを存続すべきかどうか、もう少し私どもは考えていい問題ではないかと思っております。

を設けた趣旨を御説明になったわけでありました。しかしながら、これは當時のあの方向から明らかなように、米価の一部であるわけなんです。あのときの米価の決定の際に米価が低いものだから、私どもは——これは税体系からすれば今おっしゃるようになり芳しい方策ではないかもしれない、そういうものをとにかく上に乗せて、それであのときの米価を政府はおきめになったと思うわけです。明らかにこれは米価の一部だと思う。そういうふうな考え方で問題を処理しなければいけないわけで、たとえこれをやめるというふうな御意思になられても、あくまでこれは米価の一部なんだから、やめたあとの措置をどうするかという、そういう考え方をお忘れになっていては、これはもう納得できないわけです。この点どうでしょう。

○水田国務大臣　もしこれが米価の一部だとするのなら、私はこういう供出農民に対して全部恩典が及ぶならかまいませんが、ごくわずかのの人にしか恩典が及ばないというものを米価の一部だ

とで申し上げたいと思いますが、米価の一部だという考え方じゃないというわけですが、しかし現実は今予約が行なわれてお米が出ておるわけです。早場地帯なんかすでにずいぶん積まれてしまつて、倉庫が足りないというくらい出ておるのです。もしこれが米価でないというような御判断ならあの米価決定の際に政府は御見解を示すべきだったと思うのです。あのときにこれをやめるならやめるんだ、ことしはこれだけ米価を上げたのだからこれをやめるのだぞと、あのときははっきりお示しになるべきだった。それをされないで、今になってやめるということになりますと、すでにお米を農業協同組合の倉庫まで運んでいる農民を政府はいわばペテンにかけたことになるのじゃないか、そういうふうな基本的な問題が一つあります。

それからもう一つ、今度の農民の税は税制改正でずいぶん減つてしまつた、二%くらいだというふうなことであつさりお片づけになるわけでありましたが、しかしこれは税の体系をもつと

といって温存する気はございませんで、むしろ米価は米価として、今年度はこの農家の資本に対して利子をつける、労働の利子までつけて米価を算定するということまでいっておるのですから、ああいう形の中で合理的に解決さるべき問題であって、ごく特殊の人が恩恵を受ける制度だけを米価たといって温存する理由は——そういうふうな考え方をしたらなおさらそれを存続する理由は薄くなるのじゃないかと私は思います。

○安井(吉)委員　これが特殊だというふうな御見解に対しまして、これはあ

お考えをいただきますと、所得税で問題はすべて解決できてないということなんです。実は地方税の問題が農民の場合には大きいわけです。それは地方税の高いのは大蔵省の知ったことでないということになるかもしれませんが、しかしながら現実には高いのですからしょうがないわけです。今度税制改正で所得税がもちろん減りました。しかしながら地方税の方は、住民税にいたしましても、あるいは国民健康保険税にいたしましてもちっとも下がってないわけです。それは住民税の方式が——こ

わけです。それがことしの地方税の改正のある仕組みによって行なわれるわけでありまして。しかしながら住民税では本文方式とたし書き方式とありまして、農村の大部分はたし書き方式です。ただし書き方式の場合には専従者控除というものがほとんど見られていない。だから農民の今の税への関心は所得税よりもむしろ大きく地方税に片寄っております。農家の経済調査によりましてその公課は大蔵大臣は国税が二割くらいになると言われるけれども、地方税の方は、これは三十四年の統計であります。約五〇％に及んでおる。所得税を納めておる農家は十四万人で七億四千万の税金がもしもまされれば、住民税は三百五十万人も納めていて、その額が百五十億にも上がっている。そういうことからいいますと、この問題は所得税だけを考へて、それだけでこれだけ農家の税金を安くしてやるのだからこれをやめてもいいじゃないかという理屈は、私は立たないのじゃないかと思うわけなんです。この問題についていろいろ資料を調べてもらっておりますけれども、今度の米価の引き上げで税金は下がったと言われるが、国税、地方税を合計した姿では、上がった所得よりも税金の方がよけいになったというのがだいたい出てくるわけなんです。家族構成とか、その地域の地味の問題もからんで参りますけれども、そういう姿が現われて参ります。ですからただ単に所得税への対策ができたからこれはなくていいのじゃないかという理屈は、私は通らないと思うわけなんです。その点いかがですか。

○水田国務大臣 御承知のように、住

民税でも専住者控除ということをやつて、住民税を下げることもとしやりました。地方税はひとり農業といわず中小企業といわず、その地方に居住することによる応益課税でございますので、これはまたこれとして別個に軽減の措置は講じます。今問題になってくるのは所得税と関係する問題でございます。もう六百万農家のうちで今所得税を払う農家は十万人以下におそらくなつておると思ひますし、今日予約米で食糧会計に米を供出した人が百人が百人恩典を受けるのじゃないかと、そのうちのわずかに三・何％しか恩典が及ばないという、現実にはそういう税制化しておるのでもないと思ひますから、この合理化については相当私も検討してもいいのじゃないかと思ひております。

○安井(吉)委員 それはもう十萬くらいに所得税は減つています。しかしながら現実には住民税を払つておる農家は半分おられます。それらの人たちは、今度の住民税の改正方式を知らんになつてみればわかるし、それに対して今自治省が下になつておる——これは市町村の条例で定まるわけでありまして、その方式をよくごらんになればおわかりになります。米価が上がつたのですから、そしてもし予約減税がなくなるといふことになりまして、さらにまたそれがふえてくるわけですね。所得がふえてくるという形になります。それがまた結局累進的に税率の上の方につまりランクされるわけなんです。そういうことによりまして農家の税の負担というものは非常に大きくなつて参ります。減るとおっしゃるけれども、その反対です。これはもう少

し具体的な資料でお話申し上げればわかるけれども、去年三千五百円くらいで税金が済んでいた農家、これは所得税はなくなるわけですね。そういう農家でも今おっしゃつたことで所得税はなくなりまして、しかしながら住民税が三千七百円もふえてきます。県民税がふえるし、国保税がふえてくる。一万九千九百九十五円という数字が出ておられます。これがもし予約減税がなくなるといふと、この人の税金は、国税、地方税合計いたしますと五万五千四百一十円くらいになります。これは非常に大きな増税になります。

このように農民の場合には、米価が上がつたその上より分よりも税金の上がりの方が多くなつて参ります。さらにまた、これは一部の富農的ないわゆる階層の中にも上の方だけだということにおおきくなるかも知れませんが、これは日本の農業構造をよくお考えになつておわかりになります。単作地帯と二毛作、あるいはそれ以上の地帯とで、その現われ方が違つてくるわけなんです。これは米価だけですから、単作地帯の方ではお米しかないので、非常に非常に激しい方向で出て参ります。ところが単作以外の地帯ですと、農家はお米だけではなく、ほかの作物とプラスしてその経営があるわけですから、この予約減税の問題は非常に弱い姿で現われて参ります。その合計の姿で問題が出ておるわけでありまして、しかしこれの存廃が単作の農業地帯、北陸とか東北、北海道、こういうような地帯になりますと、非常に大きな問題で、米価が幾ら上がったかという印象もまるつきり吹っ飛んでしまふということになりかねないわけ

であります。これらのことからいいますと、今この特例をやめるなどというふうなことになるならば、米価を下げたということと同じ結果になるわけなんです。その点を十分にお考えをいただかなければならないと思ひます。米価の一部であるかないかという議論よりも、もしもなれば、実質的に米価が下がるのだということなんです。その点を一つお考えになつて、この問題の御処置を願わなくてはならないと思ひます。階層的にも、経営階層の低い農家ほどこの制度がなくなることで、上の人よりも下の人がよくけいふて参ります。今の地方税の仕組みからいってそういうことになるわけなんです。ちよつと妙なことを言うといふふうにお考えになるかも知れませんが、これははっきり数字的に御説明できまして、そういうふうな実態を一つお考えにならなくてはならないと思うわけなんです。それから租税特別措置法のことで、さつき大臣も、ああいうのはやめると社会党も言うじゃないかといふことでありますが、私も租税特別措置をやめるといふことにまことに同感です。だから今度も、一つ今度の国会に租税特別措置法の改正を出して、あれもやめる、これもやめる、重要物産の免税もやめる、そういうふうなものをみんなやめて、これも一緒に納得するわけなんです。ところが今度お出しになった租税特別措置法を拝見しましたら、ただ輸出入やあるいは木材の関係について特別措置をふやしてあるじゃないですか。ふやしてあるだけですよ、減らす方は一つもお出しにな

つていない。ただ一つこの問題だけをペンディングされている。こういうことです。だから、特別措置をほんとうにおやりになるお気持があるならば、それはその通りにあわせて御措置を願へば、これは了解できるだろうと思ひます。ただ私も心配するわけですが、何かあの米価決定に際しまして、自民党の三役と大蔵大臣とが密約があつて、これはやめるといふふうなことでなつておるというまことしやかなデマも飛んで参ります。その点はどうでしょう。

○水田国務大臣 密約ということではございませんが、いろいろこの問題は検討しようということにはなつております。

○安井(吉)委員 きょうはこの問題につきまして、はっきりいふことであつて、こうするといふお答えはいたしません。いいたしませんが、いづれにいたしましてもこの問題の解決は米価そのものの問題にまた逆戻りするといふことですね。その点を一つ十分お考えいただかなければいけないということ、そしてまた先年、その当時は、石当たり七十五円ですが、これをやめようとする場合に、それではその分をどれだけ米価に加算するかというふうなことでは話がずいぶんもめたことがございました。しかしながら、その加算額石当たり七十五円では多いとか少ないとか、そういうふうなことで、この廃止が見送りになつた、そういうふうな経緯もあります。これは明らかに米価の一部としての考え方で、政府や自民党はおられるといふことをこれでもわれわれ知ることができるといふわけですが、この問題に關しまして、政府はい

つづろまでに結論をお出しのお気持ちから、その点を最後に伺いたいと思ひます。

○水田国務大臣 ただいまは米が農家の主要所得になつてゐることは事実でございますが、今後は農業基本法の示す方向によつていろいろな変化が出てくると思ひます。従つて農家の所得構成が今後どうなるかはわかりませんし、農家について税金の問題を考へるというところでしたら、考へ方はまた別に新しくいろいろこれから考へられる問題であらうかと思ひますが、いつまでも米価とからんだ措置だけが万能であるというふうには私も考へておりません。それから特別措置の問題にしましても、政策的効果が果たされたものは逐次どんどん改廃されていくべきものであると同時に、最近では最近のまた経済の実情から、新たに特別措置を要するものも出てきておりました、中小企業部門においては特にそういう問題が今出てきておりますし、農業においても今後同様の問題があらうと思ひます。ですから既存の措置だけに私どもはこだわることはございません。必要に応じて古い効果を果たしたものはやめるかわりに、新たに必要を生じてきたと思はれるものについては、特別措置はまた必要に応じてつていくという考へ方です。今後進んでいきたいと思ひますので、そういう考へ方の一環としてこういう問題も今後十分研究したいと思つております。

○安井(吉)委員 農業基本法の問題が出ました、先々のことというふうなお話であります、先々のことはまた私どもは先々のこととして政府のお考へ方、あるいはまた私どもの考へも示したいと思ひます。しかし私が言つてゐるのは、昭和三十六年産米の話です。これは一年ごとに出す法律ですから、農業基本法はまだ関連法案が通つていないのです。そういうスローガンだけが通つただけでありまして、すでにとれたそのお米をどうするかということ。そういうふうなことでありますから、一つこの問題は先はどうするといふふうなことではなしに、すでに過ぎたその問題を、つまり忘れものやどう処理されるか、そういうような態度で真剣に取組んでいただくか、これはならない問題だと思ひます。この問題はまた先に委員会等でもつと掘り下げたいと思ひます。

次に景気調整政策に対して若干お尋ねをいたしたいわけでありますが、ここではやはり経済成長政策の批判とか、国際収支の悪化の現状分析の問題だとか、あるいはまた景気調整策の内容がどうかとか、いつごろまでに改善できるのかとかそういうたような問題は、前提として論じられなくて、はならないわけですが、予算委員会あるいはこの委員会でもさきにいろいろな角度から話がありましたので、きょうはその前提を抜きにいたしまして、政府が今おきめになつておられます政策に対して、二、三具体的な問題についてお尋ねをしたいと思ひます。今度の政策で五つの柱を設定されるのか、そういうふうないろいろな方向を打ち出しておられるわけでありますが、私どもも政府の方角に對しまして、それがいいとか悪いとかいうよりも、こういうような方向に行かざるを得なかった、つまり国際収支がこまで悪くなつてしまつて好ましくないといふ、こういう手まで打たざるを得なくなつたといふところまでお進めになつたのは池田内閣の責任ですから、その責任において政策をお進めになればいいわけ、予算委員会でも、うまいかなければ責任をとると池田さんには言われたのでありますが、それはそれで私どもは見えていていいわけでありまして、しかしこれは池田内閣がそのためにつづられたりすること、これは野党の私どもからいへば早くつぶれてくれたらいいのかもしれないが、それはそれといたしまして、日本経済がつぶされたら大へんです。特に私どもは、この引き締め策の陰で中小企業や零細企業、あるいはまた一般国民がずいぶん迷惑をこうむつて苦んでゐるという姿を見るにつけても、そういうような人を見守るという立場において若干御注文をやはりつづけておくこともよいのではないかと、そういうふうにお尋ねをいたしたいと思ひます。まず設備投資の問題にいたしまして、これはもういろいろ問題がありますけれども、私は率直に一つだけ、こういうことをお忘れになつてゐるのではないかと、いうことを申し上げたいわけでございます。設備投資を改善するための一番きめ手になるのは、私は租税特別措置をおやめになることではないかと思ひます。さつきもその問題にお触れになつたことがございますが、今度の租税特別措置法の問題でも輸出の改善、そういうふうなところにはこうやつて手を打つのだというふうなことをお示しになつて、私ども法案をいただいております。ところが今の設備投資の問題は、輸入が非常にふえてい

から輸出の方を奨励するというなら、輸入の方の問題にいたしまして、重要機械等の三年間五割増し償却ですがあるいはまた合理化機械等の初年度二分の一特別償却、こういうふうな仕組みをこの前の通常国会で政府はお出しになつて、国会を通つてゐるわけでありまして、こういうふうな仕組みができたからこそ、今度の設備投資がどんどん伸びていったのじゃないか。ただでさえ伸びがちな設備投資にこういうものがこれだと思ひます。だからそういうところからいへば、これはむしろ一番大事な手としてこういうところからお始めになるべきではなかつたか、そういうふうにお尋ねをいたしたいと思ひます。その点どうですか。

○水田国務大臣 この特別措置、今年間云々と言われましたが、その問題については、あとから主税局長から實際のことを話してもらいますが、問題は、日本経済は今や自由化を前にして国際競争力をつけるための體質改善、合理化投資を必要とするといふこの必要にぶつかつてゐることでございます。これはどこまでもやらなければならぬ。これはむしろ日本経済の内在的な要請でございますので、この政策をわれわれは押えるつもりはございません。ところが今までは大企業のみならず、最近見られる特徴は、この必要が合理化が中小企業にまで及んでゐる。中小企業面における合理化意欲といふものが非常に強いといふことも、今の設備投資が全体として多過ぎる一つの原因になつてゐることは確かでございます。従つて、今年度になつて特別措置がひとり大企業にだけ適用されてゐるものじやございません。中小企業にも適用されております。中小企業部門への適用を特に最近強化してゐるというふうな事情もございまして、日本経済の要請から見れば、この合理化といふものは進めなければならぬ。ところがこれが進み過ぎる場合にはいろいろの問題が起る。現在ある程度押えようとしておるのは、これが少し進み過ぎてゐるからでございますが、これをとめる方法として、牛を殺してしまふわけには参りませんので、やはり必要な合理化は進めていく。もう少し延ばしてやつても差しつかえないというふうなものは、できるだけこれをおくらせてもらふ。そのためにはそういう税制の措置の廃止とかいうものじやなくて、やはりこれは行政指導によることが非常に有効だと考へられる点が非常に多ございします。従つて、御承知のように、政府はこの六月に、金融機関を通して出せる主要百五十社の設備投資計画の実態調査をやつて、何とかこれをもう少し延ばせないかという指導を金融界からいたしましたし、同時に産業を管理してゐる通産省も、合理化審議会を通じていろいろの吟味を行なつて、業界個別の指導まで行なつております。そういうことでこれが抑制されるなら一番摩擦なしにやれることでございますが、もう少しそういう様子を見てから金融引き締め措置とかいろいろのものをだんだん併用していくという方針で、第一回の公定歩合引き上げはやりませんが、その後私どもはもう少し実際の推移を見たいと思つておりました。あれから三、四ヵ月たつて、ようやく今二度目の

実態調査ができましたが、それによるとすでに民間の自発的な抑制によって六月のときに調べた計画は八割前後縮小されておる。さらにいま一步というところまでできておりますので、私どもはこれに対するいろんな相談を始めておつて、最終的には一〇％をちよつとこす程度の設備投資抑制が成功するのじやないかと考えております。そうしますと、四兆といわれた設備投資が、今の見通しでは政府の総合施策と行政指導によって、何とか三兆六、七千億のところへとどまりはせぬかという動きまで見られてきた状態でございまして、そういう点によってこの政府の目標としている方向への指導を行なうということがうまくいけば、むずかしい事態にはならぬ。もともと経済自体が悪くていろんな破綻を起こしているということじやなくて、日本経済の実態は国際収支の問題を度外視したら少しよ過ぎる状態になっておる。経済の実態が悪いことに對する措置ではなくて、よ過ぎて伸び過ぎていることから生ずるいろんな問題を押えようとする措置でございまして、私どものとる措置も、そう単純な措置では参りません。一般的な方法、個別的な方法、いろんなものをまぜて弾力的に對処するよりほか仕方がないと思つておりますが、今のところわれわれのとつた措置はある程度効果を奏し出してきているというふうに私は今見ております。

○村山政府委員　ちよつと補足して申し上げますが、ただいま先生が三年間五割増しという特別償却、初年度二分の一特別償却と申されましたが、これは御案内のように昨年整理いたしまして、三年間五割増し特別償却という制

歩合の引き上げにいたしましても、中小企業向けの金利は上げないというのとを、すでに民間の機関の申し合わせによつて実行してもらつておられますし、信用金庫、こういう方面におきましても、自主的にこれをきめておるといふ状態でございます。中小企業から見ますと、実際はむしろ金利は少し上がった量かほしいというのが今実態ではないかと思つております。そういうときに、歩積みというものが五十万円必要だ、せつかく必要で借りるのに、ここで五万円積まされれるというやうなことからやみ金利の依存とか、それが中小企業の詰まる原因になるといふやうな問題が今までの例でございまして、こういう際ですから、これは特に慎んでもらいたい、やつてもらいたくない、われわれは十分これは行政監督をいたしますよ、検査もいたしますという態度で、この両建、歩積みの問題にはただいま臨んでおります。ただよく法律なんかで禁止したというのですが、従来のいろいろな取引の慣行もございまして、問題は本人の意思に反してそういうことをやる場合はいけない。

それはやらせてはいけないというやうな方向で、今かなり強い行政指導をいたしておりますので、心配されるやうなものには裏にそうないのではないかと、口先だけではなくて、私どもは相当やつてはいるつもりでございます。

○安井(吉)委員 大蔵大臣のところ、私の銀行ではこうやつておりますよと報告に来る頭取はないと思つたけれども、現実にはやはりそういうやうな強化の方向が現れてきつつあるやうです。まだ対策を講ぜられて目が

浅いものですから明らかになつていないと思つたが、いずれにいたしましても、もう借金競争にこれから先は当然なつていくと思つた。そういうことになりまして、もう背に腹はかえられぬというやうなことで、今あなたがおつしやいましたけれども、利子は幾ら高くても、歩積みがどうあるうとも、とにかく貸してもらいたい、そういう気持ちになつてくると思つた。そういうやうな意味で、一つ十分な行政指導をしっかりとお願いしてお願ひしておかなくてはならないことだらうと思ひます。

そこで、中小企業金融の問題は、企業間の信用がだんだん長期化していくとか、金融機関の選別融資によるものとか、あるいはまた設備投資が締められるという事によりまして、それが金融にしろ寄せてなつてくるとか、そういうやうな姿で中小企業の資金不足が相当大きな額に上つてくるのではないかと思つたわけでありまして、三百五十億やそこらの資金手当てだけではどうにもならないという事は、これから先だんだん金が必要になつてくる段階で、税金の問題もあるし、年末金融といったやうな問題もある。そういうことから向かいつつあるわけでありまして、今まで手当をされましたけれども、足りない場合はどうするおつもりでいるのか。

それから、中小企業向けの特別買入オペレーションをやるといふやうなことも伺つてゐるわけでありまして、それはいいところを、そのタイミングをどういうふうにお考えになつてゐるか、そういうやうな事について伺ひたいと思ひます。

○大月政府委員 ただいままでに措置いたしておられますのは、中小公庫、国民公庫、商工中金に対して三百五十億の財政投融資の追加が決定いたしております。それからこの十月の中旬と十一月の下旬とにかかまして、金融債等を資金運用部その他の政府資金によつて買ひ上げる。十月末百三十億、十一月中旬七十億、合計二百億、この予定いたしております。合計五百五十億の方針がすでに決定済みでございます。なお今後の情勢いかんによりましては、必要があればさらにこういう方式によりまして政府資金を追加するといふことを検討いたしたい、こういうふうな思つております。

○安井(吉)委員 買入オペの問題はどうですか。

○大月政府委員 ただいま申し上げました十月末百三十億、それから十一月中旬七十億がいわゆる買入オペと言われておるものでございまして、こういう方式につきましても、なお必要がございまして、こういふことではございません。

○安井(吉)委員 時間がずいぶん縮まつて参りましたので、先を急ぎますが、今度の対策のうち財政支出の繰り延べの問題もございまして、官庁業務の問題とか、公共事業とか、財政投融資とか、そういうことのようなものにつきましても、財政支出の繰り延べであります。そこで私一つ心配になりますのは、未開発後進地域の公共事業等についてどういふ配慮がなされてゐるかという事です。さつき大臣は今度のものはもう経済が伸び過ぎて、日本経済がどんどん伸びて伸びて、そういう

うふうな伸びていることの悩みだといふふうにおつしやつたわけでありまして、これは確かにぶくぶく太つては参りました。しかしよくたとえに言われましますように、太つてゐる人は必ずしも健康体というわけじゃない。その太つてゐるのが手ばかり大きく太つて足の方が伸びてない、おそろくそんなことじゃないかと思ひますが、いわゆる二重構造の太り方がむしろ拡大されたといふことを私は心配してゐるわけなんです。総理大臣なんかもどんどん太つてゐるのだから心配はないじゃないかと云われましても、私は太るからこそ心配だと思つたわけでありまして、そういうことから先ほどの中小企業の問題もその心配の解決を一つやつてもらいたいといふ意味で申し上げたわけなんです。同時に、この日本経済の太るといふことがつまり上下の格差の問題と同時に、地域の格差に当然なつてきてゐるといふことです。太平洋ベルト地帯とか、とにかく太るところは大体きまつておつて、ちつとも太らなかつたり、足踏みをしたり、むしろやせてゐる地帯といふのはそつくりそのままになつてゐるといふこと、それをそのままにして太つてゐるその格差をさらに拡大していくといふところに問題があるわけでありまして、そういうやうな意味で、今度の財政収支の繰り延べの措置も、一律に適用されましても、未開発後進地域は格差があるところへもつてきてさらに今般とやられる、これじや非常に困るのじゃないかと思ひます。そういうやうな問題につきましても、どういふやうな配慮がなされていくか、その点伺ひます。

○水田国務大臣 これは一律引き上げで繰り延べをやつたわけじゃありませんで、十分実情に沿つた処置でございまして、私自身四百億を繰り延べる、これは普通の場合には容易なことではございせんので、相当関係者の摩擦があるだらうと覚悟しておつたことでございまして、これほどまた話が円満にうまういふ例がないといふくらい、これはまた実情に応じて必要なもの、それから既定計画は変更しない、計画変更じゃなくて時期の問題、引き続いてこの計画通りにやれるといふやうないろいろな前提的な話し合いがございまして、きわめて円満に各省間で話が進んだといふ実情でございまして、これは画一的に特別無理した繰り延べではございません。これは御了承願ひします。

○安井(吉)委員 と言われますことは、これまでの話し合いの中で私が今心配を、こうすべきだといふふうに申し上げたことが果たされてゐるといふやうに解釈してよろしいですか。

○水田国務大臣 北海道を初めとして果たされてゐると私は思つております。

○安井(吉)委員 しかし大臣がそう言われても現実にはそうじゃないといふやうなことが下から、これから先になつて出てこないとも限りません。そういうやうな場合に特に今のやうな趣旨で十分の御配慮願つておこなつてはならないと思ひます。

次に、そういうやうな問題が起きてくるおそれはないかと思ひます。というのは金融引き締めといふやうな事態、これをさらに一そう強化されていく、こういうやうな場合に国内では資金のあてがどうにもならない。そこで

で繰り延べをやつたわけじゃありませんで、十分実情に沿つた処置でございまして、私自身四百億を繰り延べる、これは普通の場合には容易なことではございせんので、相当関係者の摩擦があるだらうと覚悟しておつたことでございまして、これほどまた話が円満にうまういふ例がないといふくらい、これはまた実情に応じて必要なもの、それから既定計画は変更しない、計画変更じゃなくて時期の問題、引き続いてこの計画通りにやれるといふやうないろいろな前提的な話し合いがございまして、きわめて円満に各省間で話が進んだといふ実情でございまして、これは画一的に特別無理した繰り延べではございません。これは御了承願ひします。

外資の借款へ逃げていく、そういうふうなおそれがあったのではないか。現に最近の新聞をずっと見ておられるも、三井物産では三井グループとしてスイス債の発行を計画しているとか、丸紅がフランスの工作機械のメーカーから金を借りたとか、特に目立っておりまうのは国際石油資本が石油の売り込みのひもつきの借款を供与しているという例が最近ずいぶんふえているという報道がございします。そういうふうな方向を野放しにしておいてよいのかどうかという事です。このことは外資導入の基本的な方向について政府は対策をお持ちなのかどうかという事を伺えばよろしいわけでありますが、当面そういうような措置をどうお考えになっているか、そしてまた根本的な対策についてどういうふうに措置されようとお考えになっておるか、この点一つ伺います。

○水田国務大臣 日本経済にとって必要な外資は導入するという方針でやっておりますが、しかし、むやみやたらに外資を入れていくわけではございせん。必要な設備であるかどうか、こういうものとのにらみ合せで、これを審査する委員会もできておるわけでございますから、全く自由に外資の流入を今しておるわけではございせん。相当調整を行なっております。また外資の導入といつても、日本経済自体についての安心というものが限られ、外資というものはくもるものではない、私どもも必要なる外資を入れるための国際収支の改善策というものは、やはりとるといふ態度でこの調整をはかっているところでございします。

○安井(吉)委員 日本経済の国際競争力における弱さといひますか、そういうようなことは常に言われている問題ですが、これから自由化という一つの波を迎えまして、特に資本の自由化の結果として、外国資本の支配下に入る可能性も持っていると思ひます。そういう弱さを備えていると思ひます。それは、現に先ほど申し上げましたような例で言えることでもあります。そういうふうな、当面の金融の引き締めから外へ逃げていく、問題を転化していくというふうな方向、それからまた自由化の進行、こういうところから、これから先外資の導入がほんとうに正しい方向で行なわれなくてはならないわけで、そういうようなことがなるとは、いわゆる国際資本の重圧のものと、われわれ将来置かれたいものと限らない、こういうことになるだろうと思ひます。今、委員会でも十分審査をしていくというふうなお話がありま

すが、しかし政府として、これは確固たる方針をやはりお持ちになつていないのか、そういう基本的な態度というものは十分にきめておられますか、何かそういうふうなものをお持ちなんではないかと。○水田国務大臣 具体的なことはあとから為替局長からお答えいたしますが、私の見るところでは、外資を導入することによつて、外国資本に隷属する可能性も今後出るだろうというふうなお話でございしたことが、逆でございまして、日本の企業というものはなかなか強くて、そうならぬところ、なかなか外資が入つてこないというの

が、むしろ実情ではないかと思はれる段階にございします。そういう点の御心配は一切ないと私は思つております。○福田(久)政府委員 補足して説明させていただきます。お話のように、外資の入つております状況は、最近におきまして、だんだんふえてきておることは御承知の通りであります。ただ外資が入ります場合に、私どもの考えます点は、二つの面があるわけでございますが、一つは、国際収支の現状に顧みまして、外資が入つて参りますことは、その国際収支をそれだけよくするといふ利点があり

ますと同時に、国内におきまして、金融を調整しております際に、外資によつて国内金融の調整にじやまになるようなことになってはいけないという二つの面から考えまして、まずあつたのが大事でございしますが、国内の行き過ぎた設備投資の動向を、外資の入ることによつてさらに行き過ぎさせることのないようにということにつきましては、各企業の設備計画、たとえば産業資金の合理化審議会における一つの見通しとか、それらのものを勘案いたしまして、これらに必要なるものであるという確信を得まして、審議会にも諮つて措置しておるわけでございます。

これは大蔵省だけでございせん、通産省その他関係各省で幹事会を構成いたして、それらの所管官庁において、所管業種のそういう見通しと合わせます、そういう行き過ぎにならないような配慮を他面においてやっておるという実情でございします。○安井(吉)委員 確かに今おっしゃるような効果があることは、私どもも

認めるわけでありまう。しかしながら、貸してくれるのだからいいやないか、こちらは特に外貨は足りないのだし……。ただそれだけでいつていううちに、現実には、今の段階でも、外国から金を借りられるのは、これは大企業に限つておるわけでありまう。そういうふうなものが、さらに独占が強化される方向で中小企業にさらにしわが寄つていく、そういうふうな言い方ではなくても、今の外資の導入で、民族資本による産業、そういうようなものに非常に圧迫がきているという実情。これは、まだそれまで強く現われていないかもしれませんが、しかし、これから先自由化が進めば進むほど私はそういうような方向が現われてきはしないかというところをおそれるわけなんです。だから、民族資本保護といひますが、そういうような方向がやはり頭の中にあつて処理されなくてはいけないわけで、ただ単に国際収支の均衡、そういうような見地からだけ問題は処理さるべきではないという事です。この問題につきまして、さらにまた機会があれば取り上げたいと思ひますが、そういうような御配慮が一つ願ひたいと思ひます。

問題はたくさんありますけれども、次に外貨繰りの問題について若干お尋ねをしておきたいと思ひます。外貨繰りですが、この間大蔵大臣は、ウィーンのIMFの会議にも出てこられたわけでございますが、今日のように外貨不足が非常に激しくなつてきて、けさの新聞なんかでも、さらにそれは拡大されておるといふような報道があるわけでありまう。資金の引き出しがそういうふうなことで手当をしなくてはならな

い段階がきつたつあるのではないかと、そういうようなことも感ぜられるわけでありまう。今ならまだいいかもしれせんけれども、しかし最近の外電では、ユーロダラーが減つてつある、あるいは自由円も減つてつある。そういうような問題の裏には、日本経済の今の国際収支の非常に困難な状態、そういうようなものが向こうで報道されて、それが一つの――それだけではいいでしう。問題はたくさんありますけれども、そういうようなものも一つの要素になつておるといふようなことを聞くわけでありまうが、外貨危機が、完全にどうにもこうにもならないというふうな段階になつてしまへば、これは大へんなことになるわけでありまうが、外貨繰りの問題について、大蔵大臣はどういうふうにお考えですか。

○水田国務大臣 問題は、国際収支の回復策を講ずるということでございます。またいろいろの問題も解決するわけでございます。そのためこそ私どもはいろいろの総合施策をとつておるわけでございます。私どもはそういう金繰りでやつていく状態になり得ると思つております。さらに一時的に外貨が足らぬとか何とかいう問題が起りまうとしたらこれは金繰りの問題ですからどうにでもなる問題で、それと二つを混同して最近議論されて、支払いがとまつてしまつてしまひはしないか、な

くなりはないか、日本経済はつづれそうだと、全然そうではないと思ひます。現在十五億ドル以上の外貨を持つておる時でございますので、今のこの

政策がうまくいって、われわれが思っているような形のものが出てきますれば少しも心配のない事態だと思つています。今度私も IMF から借りるか借りないかということが、しよつちゅうこちらへ来ると問題になりましたが、向こうへ行つて私どもの感じたことは、もう各国が昔のような、それぞれの国が対立してどうこうという世界の情勢では今ございません。先進国が一番困つたという場合、それが困つて行き詰まるということが世界の貿易量を縮小する、それが世界経済縮小への原因になつて、お互いの繁栄を阻害するのだ、だから国際流動性の不足に対しては、もうみんな助け合ひなのだ、そして余力のあるものが余力に応じて後進国の援助をする、そして後進国国民の生活水準を引き上げ、その開発をすることによつて世界経済はさらに一歩拡大するのだ、この努力を怠つてはこれから世界の共存共栄ということがあり得ないのだ、こういう国際機構の理念というものは、われわれが考へている以上に非常に各国において強い。従つて、日本は勝手に成長政策をとつた勝手にどんな世界で一番伸びているのだ、それで国際収支が悪くなるというのはいかたまりで、身から出たさびじやないかというような考へを持つては、われわれにとつて意外でございまして、成長政策を日本でとつては、しかし、それによつて、お互いの国がこれから成長政策をとらなければならぬ問題が出たときには IMF はこれを助け合ひの目的のむしろ機構でもあるのだということでございます。

ら、すでにフランスが助けられたり、あるいはイギリスにおいても十五億ドルの引き出しというふうなものも行なわれてイギリスの危機が救われていたというふうなことで、日本が国際間において非常に信用があるというものは、過去において日本に国際収支の問題が起つてもそのつど克服している。しかもなお日本は、国際収支の問題が出てきておるときでも外国への協力はやるのだ、インドにしろ、パキスタンにしろ、日本は自分の協力をしておるし、国際収支の問題が云々されておつても、イギリスに対して日本は五千万ドルの応援をりつぱにしているのだ、この点で、日本が国際機構に対して尽くしている最近の実績というものは非常に高く評価されておりますので、その点において私も IMF へ行って金を借りるなどということはいつでもできることでありまして、これを重大視して、それを借りたから大へんだんというふうな考へを持つこと自身が間違ひで、いつでも必要によつてこれはやればよいことで、金繰りの問題で私も今全然心配はしておりません。むしろ大きい国際収支の回復という策をなすだけ早や持つていきたいということに今専念しているのだから、いつになつた困るかなんという問題は、また別の問題だ、私は考へております。

○安井(吉)委員 そういう意味でよく事務的に伺いたいのであります。一体日本の場合 IMF からどれだけ借りられるか、つまり、貸し出しの限度といひますか、そういうものはどれくらいにおつかみになっておりますか。

○福田(久)政府委員 IMF の制度から申しますれば、日本は五億ドル出資をいたしておるわけでございます。そのうち、一億二千五百ドルは金で出資しております。これをゴールド・トランシェと申しておりますが、そのほかに第一、第二、第三、第四とトランシェがあります。従ひまして、全部を合わせますと一億二千五百ドルの四倍と金を足したもので、六億二千五百ドルが IMF の協定の制度上の最高でございます。ただ、現実の問題といたしまして、ある限度をこえる場合は特別のウエーバーをとるといふ仕組みになつておるわけでございます。なおそのほかに、先ほど大臣から御答弁の中にありましたが、先般のイギリスの十五億ドルの IMF から引き出しの関連いたしまして、日本の出資のうちの五千万ドルをイギリスに使わしておるわけですね。そのほかインドに対して五千万ドル、その五千五百ドルはそれらの別ワケとして当然借りる権利が与えられておるということになります。

○安井(吉)委員 そうすると、今おっしゃつたのはいつでも簡単に借りられる仕組みですか。

○福田(久)政府委員 簡単という言葉がどういう意味に理解してよいかわかりませんが、やはり一応それぞれ IMF の理事会にかけていろいろ審査をし、その上で理事会が決定することになるわけでございます。

○安井(吉)委員 IMF の借りは、金が足りなくなつたのであつた友だちから借りるというふうな感じがよく考へ方ではないか、そういうふうに大臣言われまして、私もそういうふうに考へた

いわけでありませんが、何か一般的な印象としては、たとえば英国の今度の借り入れ、そういうふうなものでも非常に激しいデフレ政策が講じられた。だから、IMF から金を借りると何か条件がついて、つまり国際金融の圧力でデフレにかり立てられるではないか、英国と日本の場合は違ふわけでありまして、そういうふうな印象もあるのではないかと。その点解明していただきたいと思ひます。

○福田(久)政府委員 IMF から借ります場合には、先ほど申し上げたように、やはりそれぞれ理事会の審査を経るわけでございますが、イギリスの場合では、私はつきり今数字を承知しておりますが、出資額の七、八割くらいまで借りたものではなかつたかと思ひます。その他の場合でも、あるいは五割くらいとか、六割くらいとか、四割くらいとかいろいろ事例があると思ひます。ただ、IMF の目的といたしましてところは、その国の国際収支がよくなるというか、改善されるということを一目標としておるわけでありまして、そういう意味から、改善される可能性についての批判なり判断なりというものが加えられることにならうかと思ひます。従つて、その国の実態と改善の方向というものと見きわめによつてそれぞれの判断が違つてくるということにならうかと思ひます。ただ、この際申し上げておきたいことは、ヤコブソンの五提案といふのが昨年ありました。昔は IMF はめつたに利用しない制度だといふ印象が強かつたのでありますけれども、IMF 利用はもう少し弾力的に考へるべきではないか。先ほど大臣からお話があり

ました国際流動性という問題に関連いたしまして、もう少し IMF の利用を一言葉は非常に悪いのですが、そういう非常に厳格な気持でなく、活用するといふふうに、各国ともそういう気持で進むべきではないかという提案がその五提案のうちの一つになつてまして、最近かなりの国が IMF からの資金の引き出しというものを考へつつある実情でございます。

○安井(吉)委員 今の御答弁から判断いたしますと、いづれにいたしましても、その国の収支改善策については IMF 指示をする。銀行に金を借りに行つても、どうやって金を返すのかというふうなことまで、いろいろ指図をするといつたらおかしいですけれども、銀行側は関心を持つわけでありまして、その程度のものなのか、あるいはまた、もっと積極的に財政金融上の景気調整措置を考へたりないかといつたような条件を付するの、その点さらにもう一度伺いたいと思ひます。

○福田(久)政府委員 非常に抽象的なお答えになつて恐縮でございますが、IMF の理事会がその事案について、すでにとつておる施策でかなり成功する方向に向かつておるかどうか、あるいはさらに追加的な措置をしなければならぬかどうかという理事会の判断によることではないかといふふうに思ひます。従つて、相手国の個々のケースによつて答えは変わつてくるのではないかと。いふ感じがいたしま

○安井(吉)委員 大蔵省で、今アメリカの市中銀行から借入をするという準備あるいは交渉をされているといふふうな報道を新聞に見るわけでありま

が、今どういうふうな形になっているわけですか。

○水田国務大臣 まだその種の問題は、別に具体的な問題として取り上げはおりません。

○安井(吉)委員 しかし新聞は相当具体的な表現になって、外貨準備縮小対策で、ファースト・ナショナル・バンク、チェース・マンハッタン、バンク・オブ・アメリカ、この三行に話がついて、実質的にはもう成立しているというふうな報道もされておるのです。その金額は約二億ドル。しかし今臨時国会の最中で国会がうるさいから、臨時国会が閉幕してからそれをもっとはっきりさせよう、こういうふうな報道があるのですが、その点はどうですか。

○水田国務大臣 ずいぶん露骨な質問の仕方のごさいます。私は過日参議院の予算委員会でも申しましたが、そういう金繰りの問題は、何か経済は池田総理にまかせてくれと総理が言ったそうですが、せめて金繰りの問題くらいは大蔵大臣にまかせてくれと言っているのです。これはいろんな、たとえばEXIMの問題もございまして、貸してくれと言ったらすぐ貸すでしょうし、IMD、まだ借りやしません、貸してくれと言ったらすぐ貸すでしょうし、世界いろんなアメリカ市場だけでなく欧州の市場でも日本の評判は非常によくなって、日本に金を貸して取りはぐれのある国というのは世界にからってないのですから、いろんなところから言われても、こちらは、まあまあ自分自身で策をとってやっていますからという程度になつておりますので、必要なきに私がどういう金繰りをするかという事は、

これくらいはまかせておいてくれたいと思います。

○安井(吉)委員 それはもちろんおまかせいたしますし、大臣の権限の範囲内でおやりになるのは差しつかえないわけですが、ただ国会が、今一体どういうふうな形なのかというふうなお尋ねを申し上げた場合に、こうなんだというふうな率直にお話しをしていただくというふうなことも、これもよいことじゃないかというふうな気持ちから私は申し上げたわけでありまして、何か一方が隠していて一方があばき立てようという、そういうのが日本の国会の姿で、だから常に敵と味方になるのじゃないか、そういうふうなことじゃなしに、お互いが率直にお話し合いをする、そういう中からやっていくべき、これはけんかをしないでも、常にお互いに同じレベルで、同じ立場で、問題の解決に当たれるのではないかと、そういうふうな意味で一つおとりをいたしたいと思ひます。

時間がたいぶ過ぎましたので、最後にちよつと明年度予算編成の問題点について触れて終わりたいと思ひわけです。ありますが、いつもなら九月ごろに予算編成の構想といったようなものが発表になつてはいるはずであります。これはまだ聞いておりません。これは企画庁の仕事であらうと思ひわけです。ありますが、そういうようなものはどうなつてくるのか。こういうようなおくれであります。予算編成の原案の作成などというものもずつとおくれるのじゃないか、そういうような心配を持つわけでありまして。これらのスケジュール、見通し、それを一つ伺いたいと思ひます。

○水田国務大臣 予算編成は、私は十二月の末までに今年度は編成したいと思つております。が、予算編成の基礎に来年年度の経済見通しというものがなければならぬので、この経済見通しを立てることが先でございます。でこの見通しは、御承知のような時でございますので、なかなかむずかしい問題を含んでおります。去年のように一月に見通しを立てたものでも、もう三月になると狂つていくというふうな情勢でございますので、経済見通しはなるたけおそく立てる方が間違ひが少ないのじゃないかと思ひます。ことに今総合政策をいろいろ実施しているときでございますので、この推移をもう少し見たいという気持ちがございまして、これにはやはりあと一、二カ月くらいは時間がほしいと私は思つております。で、十月一ぱいに予算の編成はいたしますが、そのぎりぎりのまぎわまで経済見通しについては慎重を重ねてやりたい、こういう気持ちでおりますので、今、関係省の作業はむろんしてありますが、ほんとうの予算基礎になる来年年度の経済見通しというものは、十一月末までにはと思ひますが、あるいはもう少しおくれるかもしれな

い、できるだけ経済見通しの最終版はおそくなつた方が今年度はいいのじゃないか、それまでに、それに基いてすぐ予算の編成ができるような準備をこちらとしてはやつておきたいというふうな大体の予定を組んでおります。

○安井(吉)委員 ただ、あまりおそくなりませんと、今度は国会の審議にまた差しつかえて、今までの段階でもおそ過ぎるおそ過ぎるというふうな批判があるわけでありまして、国会正常化の上からも、できるだけ早目にお出しをいただくということではなければならぬと思ひわけでありまして、今度の新しい予算の編成の問題で、経済成長率の見通しとか、財政規模の問題等がいふんありますけれども、率直に言つて国民が一番注目しておるのは、明年度編成についての政府のかまえたと思ひます。特に減税がどういふふうな位置づけられるか、それから、いわれどおりますように、増収の財源の一部をたな上げするといふふうな方法がとられるのか、とられるとすればどういふふうな方法になるのか、あるいはまた景気調整という全体的な方向の中で、一体重点的に政府は何を施策として取り上げていくのか、こういうふうな問題にせんに詰められるのではないかとと思ひます。今の段階において、まだ結論が出たわけじゃありませんが、大蔵大臣どういふふうにお考えでしょうか。

○水田国務大臣 やはり国際収支の回復をできるだけ急ぐという方針のもとに、そうして安定成長が達成できるよ

うにという方針のもとに、やはり予算は編成すべきだと思ひますので、かま

えは今のままです。今やっている施策の推移とこの見通しというものによつて来年

まして深くお尋ねをしたいと思つてお

りますうちに時間がなくなつて参りま

したので、最後にこの点だけ一つ伺

る期間は、最後に編成するときは、もう何人にも私では会わないで、今までは与党から言われておったものの調整を真剣になつてやつて、政府自体で決定した、こういういきさつになつておりますので、その点はあまり私は今苦勞はしていませんが、去年は少しおそくなつて一月にかかつてしまつたことは非常に遺憾だつたと思ひますので、ことは与党とも十分に話し合ひをするし、また野党のいろいろな意見も聞いて、ことは十二月中には予算編成をやる。そして来年の国会早々に予算が提出できるようにする、そういう考案でこれから臨もうと思つております。

○安井(吉)委員 大臣の力強い御決意を今伺つて少し安心したわけでありますが、しかし今までの例からいいますと、与党の方ではとにかく審議の中に入り込んでみてしまふものですが、国会というほんとうの審議の段階に参りましたら、与党の方は審議するどころか、もうできるだけ野党の発言を封じて、それをとにかく無傷で通すことだけに夢中になるというのが現在の国会審議の姿だと思ひます。特に来年は参議院選挙なんかがあるものですから、党利党略が持ち込まれたりして、とんでもない姿になるんじゃないかといふことをおそれるわけでありますが、一つ大蔵大臣のその御決意で前進をいただきたいと思ひます。

○小川委員 堀昌雄君。

○堀委員 時間がありませぬから、少し簡単にやらせていただきます。

この前の大蔵大臣の財政演説の中でちよつと二つばかり気になることがありますが、国際収支の問題について、

て、「やがては、困難な事態に直面することも予想されるに至つたのであります。」とお述べになつております。この困難な事態といふことは一体どういふ事態ですか、具体的に一つ……。

○水田國務大臣 設備投資意欲が非常に強く、そして政府が予定した成長よりも進み過ぎておるこの事態をそのままにしておいて何もしなかつたら、困難な事態になる。まず困難な事態といふのはどこからくるかといひますと、やはり国際収支の非常な不均衡といふような事態を起しかねない。だから政府としてはここで抑制策をとるのだ、こういう意味で申したのであります。

○堀委員 それは抽象的にはさうだといふことはわかりますが、具体的にどういふことですか。

○水田國務大臣 具体的には、たとえば設備投資が四兆円といわれておりました。このまゝいふたらそれを突破するだろうといわれておりましたが、もし四兆円といふことでございまして、大ざつぱに外貨にどのくらい響くかといふことは、たとえば二割なら二割といふことを考えますと、私も三兆五、六千億円にとめたいといふものが四兆円になつたとすれば、この二割は外貨だとすれば、それだけ予定しない輸入増といふことになつて参りますので、やはり政府が一応予定しておいた線に近づけるのでなかつたらこれは外貨危機にも発展する問題でありまして、具体的にはさういふことでおわかりだろつと思ひます。

○堀委員 それでは政府が予定されておった設備投資は一体幾らですか。

○水田國務大臣 本年の一月に予算をきめるときには、三十五年度の設備投資を二兆八千億と大体私は見込んでおりました。ですから今年は一割は設備投資がふえるだろう、三兆一千億くらいいふたら国際収支も均衡する、実勢としてはもっと伸びることが予想されておりました、一割から一二%伸びるのじやないかといわれておつたのを、私も最初は平均九%と、むしろ當時見込まれたよりも成長率を下げ、そして三年間の程度でいくならば国際収支は均衡するといふ計算でありました。ところが三十五年度が終わつてしまつてこの実績を見ますと、二兆八千億どころじやなくて、すでに三十五年度の設備投資実績が三兆をこえておるといふ状態がございしたので、私も最初は当初の見込みとすでに大抵との基礎が違つておるのですから、できたら三兆五、六千億、せいぜい多く伸びても二割程度の設備投資の伸び以下にとどめたいといふことを考へて、四月以後この問題の対策を始めて六月から行政指導にも乗り出した、こういうことでございします。

○堀委員 実はさつき安井君の質問に答へられて、経済見通しはだんだんおそくなるほど確実になるから一つできるだけ予算編成をおそくやりたいとおしやつたのですが、過去の経済見通しで最近當つたものがありませんね。この間調整局長に来てもらつたのですが、ずつとひっくり返してみると大体一割から二割くらいみんな違ふ。そうすると、それは大体常識の中に入つておるのじやないかと思ひますが、その上に積み重ねてあるといふことになるのですが、そうすると今の状態では、

あなたの方ではさつき銀行の統計調査で少しダウンしたといふが、私はちよつとこれを拝見したのですが、私は全然これを信用しないのです。その信用しない根拠がこの中にすでに具体的に現れておるのですが、現在皆さんの方でいろいろ調査を作つておられるものの中に確実と思われる資料といふものはどのくらいありますか。一年たつてあとで大した修正をしなくて済むものが経済統計の中であるかどうか私は疑問があると思ひます。日本の経済統計といふものは、そのときそのとき低目に出て、一年たつと一割から一割五分くらい常に上回つておるといふのが現状であるといふことになつてくると、今皆さんがこうやつておられる非常にしほつたから三兆六千五百億におさまりましたといふことで、三十六年度の実績見込みをさういふふうになつてみたら三兆八千億くらいになつておつたといふのが私は過去の事例ではないかと思ひますが、その点については今度はさういふ誤りは起きないと思つておられるかどうか。ここが違つと、あなたのさつきやつたように困難な事態になつて参りますね。この点はどうですか。

○水田國務大臣 まだその総合策を実施したばかりでありますので正確な動きといふものはわかりません。今調べた実績といふものは、結局六月以後とつた行政指導、それに伴つて金融措置もとりましたので、その結果が今七・八%近い自粛といふものに現れてきていふと思ひますが、設備投資は百五十社だけの設備投資でございしますし、問題は、なかなか政府の行政指導

のきかない中小企業部門に合理化意欲といふものが起つているときでございしますから、さういふものがどういふ形をとつていふかといふことは今のところ私も正確にこれの判断ができません。もう一、二カ月の推移を見ると、大体今年度の設備投資が実際上どのくらいのところへ落ちつくのじやないかといふ見通しが得られるのじやないかと思つておりましたが、まだ今のところさういふ正確な動向といふものはつきりつかめません。

○堀委員 率直に答へていただいたです。それから、私はあとまた通常国会での論議にさせていただきますが、そこで私はちよつと大臣に伺ひたいのです。大臣の金融政策に対するかまへです。ね。大体金融政策といふものは現状では金利操作と量的な操作と二つしかないと思ひますが、これまでの大臣のお話は、新聞紙上で拝見していると、金利操作は大して効果がないのだといふようなふうに出てくる。金策に對しては出るのであるが、金融政策に對しては大蔵大臣は一体いづれに比重をかけて見ておられるか、ちよつとお答えをいただきたいと思ひます。

○水田國務大臣 オソドックスのやり方ではございまして、金利の上げ下げによつて全体の経済を調整するといふのがやり方だろつと思ひます。ところが日本は、御承知の通り金融の正常化といふものが諸外国とは違つておりますし、また日銀の窓口規制といううなあまり外国にはない特別の機能を發揮するやり方もできておりますので、量を締めるというふうなことでし

たら——日本は金利で締めることが的確であるか、さういふ日銀の窓口指

今引き締めているのは、市中銀行を引き締めているという格好になっておりまして、必ずしも私は設備投資の実態とその問題というものはつながらないような感じが一ついたします。

そこで、ここであちよつと伺っておきたいのですが、理財局長でないとわからないと思うのですが、財政の方の収支のことをちよつと伺っておきたいのです。十月、十一月、十二月、第三・四半期を通じての民間収支の状態はどのくらいの見通しを立てておられますか。大臣お答えいただければ大臣でけっこうです。

○水田国務大臣　今のところ大体超

が、正確にそういうことで終わるかどうかかわりません。今のところは予定は二千九百億の散超と見ております。

○堀委員 その二千九百億の第三、四半期における散超の内訳を一つ教えていただきたい。

○宮川政府委員 ちょっと御猶予願います。

○堀委員 それまで、ちよつと銀行局長に伺いますけれども、最近短期金利、コールですね、大体どのくらいですか。先月の月末から越すときは大体五銭くらいだった。九月の状態は無条件ものの最低が三銭二厘、最高三銭八厘ということで、二銭三厘の申し合わせなどというものはへのつっぱりにもなっていないような状況のようです。最近のコールの実勢はどんなものですか。

○大月政府委員 ただいまのコール市場の金利につきましては申し合わせの金利がございまして、一般の公定歩合の引き上げに伴ひまして今のところ二

錢四厘ということになっております。ただ、この二錢四厘につきましては無条件のもの、翌日もの、その他いろいろございまして、それぞれ切りかえをやっておる実情でございます。切りかえの場合には切りかえの日の金利がダブるといふようなことがございますので、短期のコールを繰り返し実行いたしますと、実質の金利は相当高くなる、そういう意味で表面の二錢四厘については協定が守られておると思ひますけれども、そういう意味で、金融が詰まって参りますと、実質的には回転が多くなるということによつて上がる、こういうことだと思ひます。そういう意味で、実際に何回くらの回転をやつておるかということは想像でございまして、統計的にはなかなかおぼつかしい。一般に市場の声として大体どのくらいだといふふうに言われておるわけでございますので、正確を欠きます点は御了承願ひたいと思ひます。大体先月から今月に至りまして散超期になつて参りました。そういう意味で、特別に従来相対高い実質金利でございましたのが、最近ここ一週間くらいよくよく落ちつきましてございします。實際の金利につきましては月越しものその他若干長いもの等につきましては三錢前後のものはあるかと存じております。

○宮川政府委員 第三・四半期におきます散超高は先ほど大臣も答弁いたしましたように二千九百億でございます。内訳を申し上げますと一般が一、四百億の散超、食糧が千九百億の散超、外為が四百億の揚超になつております。合計二千九百億になつております。

○堀委員 ちよつと気になりますのは、食糧とそれから財政の方はこれは私あまり違わないと思ひます。一体第三・四半期の外為四百億揚超ということは、これはどうですか。このままで確定していくという何か推計をされた根拠というのはいく何ですか、それを聞かしていただきたい。

○宮川政府委員 一応四百億を算定いたしましたのでありますが、御指摘のように、最近の動向から見ますと四百億の揚超以上になるだらうと思ひます。

○堀委員 以上というところは際限がないのですが、やはりこうやつて二千九百億と一応お考えになるとすれば、現時点において、最近の十月一日より二十日、大体こういう経緯をお考えになつて、少し私は変わつてくるのではないかと。どのくらい変わつてくるのか。

○宮川政府委員 まだ最近の時点をもとにいたしまして計算しております。その中で、御了承願ひたいと思ひます。

○小川委員 ちよつと堀君にお願いいたしますが、お約束の時間が全体で二時間ということになつておりますが、すでに相当超過しておりますので、なるべく簡略に願ひします。

○堀委員 時間がありませんから、最後にはちよつと金利体系について伺つておきたいのでありますが、実はこの二月でしたか、この委員会では政府の低金利政策について異論を申し立てたわけですか。特にそのときに郵便貯金の問題に触れて、郵便貯金というものは大衆預金であるし、そしてこの際、もちろん、金利引き下げの問題についてこれをてこにしようといふあなたの方の気持がわからぬではないが、これは取

り除くべきではないかという議論をここのでいたしました。そのとき石野さんが答へられた中には、金利というものは不可分の、一体の体系のものでございまして、公定歩合の方で操作をしまして、貸し出し金利が下がつたというところの中では、長期金利を含めての金利体系としてものを考へていただきたい、こういうことが当時の銀行局長の答弁であつたわけですか。ところが今度は違ふ、今の状態はすっかり違ふ。そこで、郵政省貯金局長、見えておりますね。資料は皆さんのお手元に御配付してあるので、政府にも行つていないと思ひますが、これは全然ふえていないことですか。これはパーセンテージで出していただいたものでよくわからな

いのですけれども、一月が、現在高で見ると一兆二千二百二十四億だつたものが、九月にきて一兆一千八百五十四億、ざつとこの間六百三十億ほど全体としてふえていたのですが、例年なら大体一月一九月で昨年度は一体どのくらいふえたのですか。これはここにあまり小さく出過ぎて全体がよくわからないのです。

○荒巻説明員 昨年のふえ方といたしましては、最近の十月までのところを申し上げますと、昨年は振替計算と申しまして、利子を除きますと五百五十億程度でございます。

○堀委員 そうすると、ことしの方が郵便貯金ふえているということですか、年度間を通じて。

○荒巻説明員 貯金の内容は違ひますけれども、総額といたしましてはふえております。

○堀委員 内容がふえているのは、通常預金かふえてきたのであつて、不安定な要素といふことじゃないですか、この資料で見ますと。

○荒巻説明員 不安定といふことはどうか、私はちよつと申し上げられないのでございしますけれども、通常貯金が昨年に比較いたしましたら六〇%以上ふえているといふことは認められると思ひます。

○堀委員 実はあのときに、私は積立貯金の問題について、ともかく大蔵省側は積立貯金についても利子を下げ、こういうことだつたのですが、私は当委員会でも極力反対をいたしました。この点については、過去の分は同じ率でいくということになつていないわけですか。そこで、私はこれこれ大臣に一つ伺つておきたいのですけれども、去年下げるときには、金利というのは一体の体系だといふことで下げた。上げるときには、ともかく貸出金利は上げるけれども、長期金利、預貯金は上げないといふのは、これはどういうわけですか。

○水田国務大臣 毎日この質問をされて、私としては非常に骨を折つて説明しているつもりですが、質問者がいつも納得しないような顔をしておりますので、きょうは一つ銀行局長から。

○堀委員 いやいや、大臣から私に納得するように一ぺん——私が理解しなければだめだから、大臣言つて下さい。

○水田国務大臣 いろいろ問題はございますが、要するに今回は見送つたといふこととございしますのは、御承知のように日本は、もう資金需要は強い国で、資金量というものがこれに伴つて

おりませんから、なかなか日本において低金利政策というものは実施できない。最もいい条件のときを選んで、思い切つて国際水準にさや寄せるといふことを、目をつぶつてもやらなければなかなかやれない仕事だということはおわかりだと思ひます。私も昨年早くからそのことを考へておりましたが、去年の暮れごろがいい時期じゃないかと思つたのですが、いろいろなこととことしの年初にあつた措置をとつた。二十年ぶりに初めて金利の水準低下という仕事をやつたわけでございますが、それは資金需要がないときにやつたわけではございませんで、資金需要が多過ぎて、いろいろな金融情勢がどういふときには、いつでも公定歩合を上げたり下げたり、これを弾力的に運用すればいい。しかし水準そのものは、一ぺん下げることをしていただければ、将来の国際競争力にたえられないといふことで、政策的にあればやつた措置でございしますが、さてその場合に、金利水準を下げるといふときには、まず貸出金利を下げるためには、問題は、預金金利に手を触れなければこれはできません。日本は資本蓄積の少ない国でございしますから、今まで資本蓄積をするためには、むしろ預金金利でつて蓄積をやつてきたという実情にございしますので、この預金金利が高いということが、やはり日本の金利水準を高くしている一番大きい原因でございしますので、とにかくわれわれはこの問題に手を触れるという考へでかつたのですが、これは非常にむずかしい仕事で、体系を乱してこれをやりますとやはりいろいろな問題が起りますので、この体系を整

えるということに非常に苦心いたしました。特にその中で——政府や民間で勝手にこの水準を、金利の体系を整えられるようなことでございましたらいいのですが、一部の金利というものは、国会で法律によってやらなければならぬという問題がありますと、預金金利の均衡、体系的な整備というようなものが弾力的にいかない。そういうことで、公定歩合の引き下げはやりましたが、預金金利の引き下げの問題は少し時期がずれてしまったといういきさつもございますので、今回も、こういう臨機応変な処置をとるとした場合に、すぐにこれに預金金利の変更を合わせようと思つと、なかなかこれは簡単にいかない問題が出て参りますので、もう少し情勢を見たい。日本の情勢によつて、金利を上げなければならぬというようにございまして、これは当然預金金利も考えるべきでございますが、今回のように一厘、二厘程度の公定歩合の引き上げというときには、これは一時見送つて、将来の様子を見た方が妥当だという判断から、今度はこれに手を触れなかつたということでございますが、そうしますと、こういう時期にこそ貯蓄奨励というものが必要なときに、なぜという問題も出ると思ひますので、私どもも貯蓄奨励については、これからいろいろな方法をとつてやろうと思つておりますし、また、税制面でも、この貯蓄の奨励の刺激に方法があれば考えたいというところで、一応貯蓄奨励の問題は別個な措置をとることにして、今度の場合、これとそのまま関連させることは見合はせるといふことにした次第であります。

○堀委員 今度は見合はせるといふことで、ちよつとニュアンスが変わつてきていふと思ひますが、ちよつと申し上げておきたいのは、東京都の消費者物価指数は、八月で五・五%上がったのですね。そうすると、今銀行や郵便局に預けておるより、物価の方がどんどん先へ行きつつある状態なんですね。こういう状態で金利を低く押えておいて、貯金しないと言つたつて、これは私は、第一大衆感情として無理だと思ふ。だから、私もやはり、それこそオーソドックスなものの考え方を財政、政府当局はなさらないと、日本の特殊事情、特殊事情といつて、あなたの方の高度成長政策のための低金利政策とか、何かこう自分たちが書いた一つの図式の中へ経済の方を当てはめようと思つて一生懸命骨を折つておられるけれども、経済は生きてゐるからなかなかそのようにはまり込まないといふのが今度の姿じやないかと私は思つております。だから私は、やはりオーソドックスなものをある程度ふまえた上で、日本の特殊性というものを考えるといふことが当面必要じやないかと思つております。時間がありませんから、あまり言いませんが、それが一つ。もう一つは、さつき大臣は、外貨は大体十五億ドルぐらゐだと思つておつしやつた。十五億ともう少しあるでしょうが、大体第三・四半期の揚超が四百億少しこえてくるということになると、これは五百億になれば一億五千万ドル近くになりはせぬかと思うのですが、そうすると、年度末十四億四千万ドルと盛んにいわれたのです。が、今の外為揚超から見ると、年末十四億四千万ドルぐらゐになりはせぬ

か。この点は大臣どうでしょうか。この点だけお伺ひして私は終わります。○水田国務大臣 最初の方から……。一斉に金利を上げたという場合と、今度のようになつて、そうでなくて、中小企業向けの貸出金利は一切上げない、従つて中小企業に対する専門金融機関というものは金利は上がつておりませんので、その場合、もしこれに対応して貯金金利を上げるとするのですと、市中の大きい銀行は、これは預金金利を上げなければならぬでしょうが、相互銀行、信用金庫の金利は、そうしたらそのまま置くかというやうな問題で、これに手をつけることによつてこの体系を乱すことは非常に大きい問題で、一斉に上がったといふときではございませんので、そういう点とか、それから他の業界に波及するとか、いろいろな問題もございしますので、そういう点も勘案して、私どもは今度は手を触れなかつたという事情でございます。それから外貨の問題はこれはまたむづかしい問題で、何にもしない場合といろいろなことをする場合では違つてきますので、私どもは今何にもしない状態においても、三月末に今の総合政策をとることと外貨の資金繰りとかいふことを考えないでやつた場合でも、十四億何千万ドルという外貨が持てるやうにという目標を置いた措置をとつてゐるのでございまして、資本収支の問題も今後いろいろ変化してくるでございまして、この点はさつき申しましたように、そう心配する問題ではないと思ひます。○小川委員長 次会は明二十日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後八時散会

昭和三十六年十月二十六日印刷

昭和三十六年十月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局